

## 近世後期の江戸における武家の養子と身分

—滝沢馬琴を事例に—

世川祐多\*

### 1. 滝沢馬琴と滝沢家の町人化

滝沢興邦（1767-1848）は『高尾千字文』『椿説弓張月』『南総里見八犬伝』などを流行させた近世後期の戯作者曲亭馬琴として著名である。馬琴は元来本名を滝沢左七郎源興邦とする武士であったが町人に身をやつし作家として成功した。然れどこの名声とは裏腹に、馬琴は町人になった事を恥じ、武家としての自意識を強め、息子と孫を武士にする事で滝沢家を武家に戻そうと画策した。

馬琴の武家意識やそれに基づく行動は、文政3年（1820）56歳の秋に「児孫にのこさん為にとて、をさゝもものせしものなれば、秘めて人には視すべからず」<sup>1</sup>と書き始め、天保14年（1843）迄書き溜めた『吾侪乃記』に詳しい。又、馬琴が他人へ宛てた手紙にも心情は吐露される。

扱、滝沢家の歴史と町人化への経緯である。曰く滝沢家は本姓を源氏と為し、初代滝沢興豊は出羽国守最上家の家臣であった。この孫興也が実在の信憑性が高い先祖にして、川越城主松平信綱に仕えた。興也は寛文2年（1662）、信綱の遺言により四男堅綱が武州羽生に1000石を分知され旗本となった際、50石5人扶持で宿老として付属せしめられたが、これが滝沢家の未来の辛苦を決めた。

交代寄合でもない限り定府の旗本にありて、物価高の江戸に生活を営む旗本の家計の難儀は勿論、旗本家臣の困窮は著しい。滝沢家の家禄は次代興吉には25俵3人扶持へと半減し、次ぐ馬琴の父興

臧のそれは12石である。馬琴の世代には困窮に依り、長兄興旨は7000石の旗本戸田家、2500石の旗本山口家へと渡り、次兄興春も2200石の旗本水谷家へ仕官した為、安永5年（1776）に父の跡を継いだのは10歳の馬琴であり、家禄は金2両2分2人扶持へ落ちた。江戸に微禄の旗本用人として暮らす滝沢家の困難も又、『吾侪乃記』に詳である。

馬琴の性格が生来尊大で苛烈な様は彼の文面に明らかであるが、馬琴が町人化し再度嫡男嫡孫をして武家への復帰を目論む人生を辿ったのもその性格と無縁ではない。馬琴は安永9年には主君の孫八十五郎の痲癩に耐え兼ね松平家を出奔し、長兄の仕える戸田家へ仕官した。しかし、馬琴は滝沢家が騎馬武者である事を誇る故、家来の弟の召出を徒士とする戸田家の先例により徒士に召し抱えられた事を「卑職」<sup>2</sup>と不満に思い、そこに能を愛する主君より嫌いな能管の稽古を強いられた事で天明4年（1784）に出奔する。次いで次兄の仕える水谷家に中小姓として仕えるも出奔し、旗本小笠原上総介、上総五井領主1万石有馬氏保と渡り、天明8年に病氣療養を理由に致仕した事で馬琴の武士人生は幕を閉じた。

嚴密には、この後江戸の文学サロンで友となった山東京伝の家に2、3年居候した上で、寛政3年（1791）に蔦屋重三郎の奉公人となった際に町人に身をやつし、「一日嗟嘆して思へらく、我家累世武弁にして、農商に成りたる者なし。吾身は父の五男なれども、不肖にして市中に在りながら、家の通字を名に承て興邦といはんは過ぎたりとて、則改めて、名は解、字を瑣吉とす。」<sup>3</sup>と武家の名

\*パリ大学（旧パリ・ディドロ大学）大学院生・東洋文明研究所（CRCAO）

を改め滝沢瑣吉解となった。この時、次兄は子の無いまま早世していたが、長兄の興旨が旗本山口家中に残っており滝沢家は依然武家であった。しかし興旨が寛政10年に病死し、この一人娘蔦も死に、養子へ出ていた旗本阿部壱岐守家中の伯父田原忠興に実子がなく、もう一人の伯父御家人御船手同心兼子定興も一人息子を失った為、ここに滝沢家と父系一族には町人の馬琴一家だけが残され、滝沢家は町人化した。

## 2. 問題提起

近世武家社会の養子研究には、鎌田浩氏らの法制史からの養子法研究と、幕藩権力と家臣の家々の関係を考察した藤方博之氏らの研究、表向き同姓養子を優先させながら血縁や世代を無視した養子を実践する日本の特異性に着目した申秀逸氏らの研究、持参金が婚姻や養子に影響を及ぼしていた事に言及した松尾美恵子氏らの研究、或いは歴史人口学から養子を含めた武家の相続を考察した坪内玲子氏らの研究がある。一方、武家の身分論に関連して、異姓養子を介在にした百姓町人の身分移動の有無を磯田道史氏が検証した。

磯田氏は外様大名毛利家分家1万石清末毛利家中を分析し、これが分限帳や由緒書を用いた武家の異姓養子と身分上昇・家格移動の統計的研究のケーススタディとなった。そして、当家中では百姓町人から武家への身分上昇が無く、近い家格の家々で養子が実践されていた事が判明した為、「法制史の研究は持参金禁令の存在から、養子身分規制の実質的崩壊を示唆しがちである。しかし、実際の養子の取組事例の集計からはこのような見方には慎重にならざるを得ない。」<sup>4</sup>「近世中後期には、財政的理由からも、藩士の家系数は積極的に増やされなかった。百姓や浪人など、新たな家系が絶家を補う形で採用され、藩士階層に新規参入するのは一層難しくなっていた。」<sup>5</sup>「日本の養子制度は、強い俸禄・家格の世襲制と組み合わせさ

て、階層移動を極小化し、基本的には、世襲身分制社会の安定装置になっていたと考えられるのである。」<sup>6</sup>と結論付けた。

これに倣って行った筆者の徳川家御家門桑名藩松平越中守家中と同忍藩松平下総守家中の統計研究でも同様の結論となる。しかし、幕臣の身分が養子を媒介に株として売買された事は、越後の百姓出の盲人米山検校による男谷家・勝家の買収、幕末の外国奉行川路聖謨や滝沢馬琴の例を考えても実在した。ここに別個の家中の事例から養子による身分移動の有無を近世日本の武家社会の一統のものとして論じる事に疑念が生じる。又、概して由緒書は上士の家系のみを対象に編纂される為、下士の家々の実態は不明である。

斯くして、或る家中やその上士層の実態から武家社会の全てを論じてはならず、旗本の用人から町人になり下層幕臣として返り咲く滝沢家の歴史と馬琴のエゴドキュメントから近世武家社会の身分と養子の在り方の多様性を捉え直す事を企図する。

## 3. 嫡男興継を医師とする武家復帰計画

先述の通り馬琴は滝沢家で初めて町人に身分を落とした事を恥じ名を変えた。しかし、騎馬武者たる滝沢家のアイデンティティを持ち続ける馬琴をして、行動はそれに裏打ちされる。寛政5年(1793)、馬琴は奉公先の蔦屋から親切心で打診された吉原の富裕な茶屋娘との聳養子の縁談に「乞盗の女婿に成りて父祖を辱んや」<sup>7</sup>と激怒し蔦屋を出奔する。そして、友人半蔵の父で元飯田町にある山田屋半右衛門の家に居候し、同年にこの計らいで、武州末田村の百姓の娘ながら、母方の叔母の嫁ぎ先である赤城町海老屋市郎兵衛の養女となっていた百と結婚する。そして一男三女の父となった馬琴は、この嫡男に滝沢家の武家としての再興を託す。

寛政7年生まれの嫡男滝沢鎮五郎は生来病弱で

あった。父馬琴は武芸は不適正と判断し、手習・読書・唐絵・詩などの塾に入れ、これに文化を修養せしめた。14歳になると、鎮五郎は父の命で幕府医官山本法印へ入門し、姿を長袖者に変えて元服の上、滝沢宗伯源興継と名乗る。この諱興継は馬琴の命名にして、町人になった事を恥じて興邦を解と改めた馬琴が、如何に息子に滝沢家の武家再興を懸けたかが伺える。

又、馬琴が息子を医者にする事にした意図は、「医者ハそのものゝ才学によりて、官医・侍医にもなり登るものなれば、我子をバ医者にせんと思ひ定め」<sup>8</sup>と述べるように、医者ならば主家を得て家臣になる機会があると考へての事であった。

この馬琴の思惑通り、7年の修行を経て21歳となった興継は神田同朋町の旗本橋本喜八郎の土地で医院を開業し繁盛させ、文政3年(1820)には松前藩隠居松前道広の出入医として月棒3人扶持を得る。更に翌年には、道広より直々に80石5人扶持の召抱で正式な家臣として松前に移住するよう打診される。しかし、江戸に老親を残して去り難しとこの申し出を断り、結果これが後を引く。

興継は文政10年には、今川橋に医院を構える紀州藩附家老三浦家中15石3人扶持土岐村元立の娘みちと結婚し、順調に武家のネットワークに入り込む。この結婚も「吾、七、八年来興継が為に姻女を徵れども相応しき者なかりしに、こゝに至て其宜しきをえたれば、速に熟談す。」<sup>9</sup>との滝沢家を武家に押し上げる為の馬琴の策であった。

この後、興継夫妻には一男二女が生まれ、馬琴は文政11年生まれの嫡孫太郎を溺愛する。落ちて死んでもしたらと、大金を叩いて庭の池を埋めた笑い草に始まり、馬琴の晩年は太郎の為の人生である。

然れども、嫡孫太郎を得た喜びも束の間に、天保3年(1832)に後ろ盾の松前道広が卒し、その後興継が闘病を経て天保6年5月8日に死んだ事で、滝沢家の松前藩士化に暗雲が立ち込める。馬琴は5月10日、茗荷谷の深光寺への葬送に際し、

棺の横に若党・槍持・挟箱持を配し、関係の本屋や近隣の町人を100人以上従えた武家行列を組み、武家滝沢家として嫡男の葬儀を執達する。他方、松前藩には興継の死を秘匿し、7月28日には興継の名で太郎への家督相続を申請し、8月8日に太郎の名で興継が今朝方死去したと報告した。

しかし、先述の如く興継は正規の家臣医者ではなく出入医のままであり、重用を受けた前藩主道広を欠く為、これらの申し出は全て黙殺された。

ここに馬琴は、「彼家の諸臣、興継と親しかりしも、其死を聞きて来訪或は書をもつて弔する者一人もなし。蓋長崎・松前など、交易を旨とする地方の士民は利にあらざれば交らず、義に疎き事かくの如し。実に寵辱得喪の理り、たのもしからぬ人心、久恋の園にあらねば、親類連署の追願書も出さず、やうやくに思い捨て、竟に断絶したるなり。是臣が棄たるにあらず、君に棄られたれば祈る所なし。」<sup>10</sup>と恨み言を残し、滝沢家の松前家臣化を諦めた。

#### 4. 妥協としての嫡孫太郎興邦御家人化

馬琴の次なる願望は孫をして滝沢家を武家に戻す事であるが、老いた馬琴には孫を教育する猶予もなければ、心配は来たる馬琴の死後に残される幼い孫たちが、町人として食い繋ぐ事さえ危ういという事であった。

「解既に晩年に及びて、嫡孫尚幼少也。且今は家に五斗の禄米なし。我たちまち<sup>11</sup>命終らば、太郎が孰を寄処にせん。家材と共に分散せられて、興継が跡断絶せん歟。」<sup>12</sup>

武家は極貧であれ禄があり従って飢死はせず、幼少の太郎が一人で滝沢家を背負う事になっても、町人が生産手段もないままに貧困に陥り一家離散するより断絶の可能性は低い。斯くして、武家復帰への願望と、馬琴の死後の太郎の自立の問題が馬琴の喫緊の課題となる。又この時期馬琴は片目を失明し、息子を失った事で家の雑用にも追われ、

文筆業がままならなくなっている。

ここに馬琴は、「嫡孫は御家人二いたし度、此節も折々相談いたしかけ候へ共、他姓を続かせず、尚幼少故、ちやうどよろしき株式も、急二得やすからず候。但シ、此相談出来候へバ、小生身後も、まづ安身二有之。」<sup>13</sup>と孫に御家人株を買い与える事を企図する。

しかし、問題がある。「世に御家人の秩禄を譲受る者多くあり。そも御譜代席ならば、養子童年也とも其事成るべし。遮幕只一箇の孫をもて他の名跡に成す時は、よしや居抜など云約束也とも、家は養父の家なれば、吾先霊を措処なし。又御抱席にて遠縁番代などいふ者は、我姓氏を名告て養実の障なけれども、十六歳以上ならねば許されずと聞にき。いかにせまじ。」<sup>14</sup> 則ち御家人株を買うという持参金養子で滝沢の家名を残しつつ、7歳と幼年の太郎の養子が認可されねばならない問題である。

御家人には4代将軍迄に召抱えられた譜代席並びに二半場なる世襲身分と、抱席なる建前上一代限りの身分がある。但し抱席は、大坂町奉行所与力大塩平八郎敬高の後を、乱で著名な子息中斎大塩平八郎正高が継承したように実質は世襲である。そして譜代席・二半場は養子にせよ実子にせよ幼年の家督相続の場合小普請入りし無役でいられるが、養家の名前を継承せねばならない。抱席は世襲でない為苗字を変更できるが、家督相続と同時に役に就かなくてはならず、16歳以下の相続は認められない。

ここで馬琴は知人の御家人御先手同心原田吉十郎に相談し、「与力同心杯の番代に童年の者也とも、其組中なる二男三男を其子の成長まで分米を取らせて、仮番代に出す時は障あることなし。この義諸組に先例あり。御抱席を御所望に候はゞ、己も今より心がけて、媒妁仕るべし」<sup>15</sup>との情報を得る。与力同心なる抱席の家督相続者が幼少の場合でも、相続者が16歳を迎える迄、同僚の家の厄介者に頼み、代わりに役を勤めて貰うのである。

馬琴はこの仮番代を利用し抱席の株を買う事に決め、太郎の外祖父土岐村元立の協力を仰ぐ。そして天保7年(1836)6月、元立は湯島で柔術指南を表看板に御家人株売買を稼業とする磯又右衛門を探し出した。磯は御鉄炮玉薬方の歴とした御家人である。即座に磯は馬琴へ対し、御賄方30俵2人扶持230両、御筒持同心30俵3人扶持135両、御小人20俵2人扶持70両の三つの株を提示した。賄方は將軍家の食料などを調達する下士であり二半場、筒持同心は鉄砲足軽で抱席、小人は江戸城中の掃除等を担う中間で譜代席である。

滝沢家の苗字を残す為には抱席の筒持同心である必要があり、賄方を買う金は馬琴には無い。抱席の筒持同心は足軽であるから武士ではなく、元來騎馬武者を誇る馬琴にしては不服ではあるが、「御賄方は継上下勤にて宜しけれども、只今急に二百三十金は調達しがたし。御筒持同心は待品ならねども其株金相応し」<sup>16</sup>と筒持同心の株を買う事にした。

嘗て馬琴は、「昔興継が幼少なりし時、他(ママ)を御家人になさばやと思ひしかども、与力は一千金あらざれば事成りがたし、御徒士の株は其半分にて購得べけれども、水稽古を旨とすなれば、多病なる者は勤がたとしと聞にき。熨斗目だも被ること得ならぬ同心にすべくもあらず。」<sup>17</sup>と、結果医者に仕立てた亡き子息に与力株の購入を考えた事があった。一口に与力同心と雖も与力は抱席の御家人ながら騎馬武者であり、同心は徒士ですらなく熨斗目も着れない足軽である。本来馬琴の願望を満たす御家人株は与力のみだが、幾ら馬琴が人気作家と云え、賄方の230両も与力の千両も用意する力は無く、同心の株購入は妥協の産物である。

扨、談義は速やかに進み、馬琴に135両で家売るのは、養子久右衛門と不和となった養父金治が家の売却を決意した御筒持同心30俵3人扶持鈴木家である。同年7月5日、久右衛門宅で鈴木方の親類や小屋頭の石井勘五郎、馬琴・元立と磯が会見し株の購入が決定する。その際、馬琴は手持

ちの全財産36両の中から頭金30両を鈴木方へ、磯へ手数料の5両を支払っている。残金が1両になった馬琴は、書肆の文溪堂・甘泉堂から30両を拝借し当座を凌ぐ事にする。ここに馬琴は鈴木方への残金105両と借金30両を負い、早急に資金を集め仮番代を勤める人間を探す必要が生じた。

丁度この年馬琴は七十の古稀を迎え、発刊中の『南総里見八犬伝』の版元文溪堂より再三古稀記念の書画会の開催を奨められていた。書画会とは画家や作家などの文化人を集めて開催する宴で、主催者は開催費用を持つ為散財となるが、来会者からの祝金があり、この多寡が赤字黒字の分水嶺となる。

神経質な馬琴は、赤字の危険と来会者が少ない場合の曲亭馬琴の名の体裁を心配し、息子の喪失から間もない為乗り気ではなかったが、資金を集めるべく結局この開催を決する。斯くして息子の一週忌を経た夏に準備を始め、開催は8月14日両国柳橋の万八楼である。馬琴は打ち合わせで毎度多くの面々に奢らねばならない散財を嘆きつつ各方面の有力者へ挨拶廻りをし、散らしを配り準備を重ね、当日を迎えた。

前日は雨で客足が心配されたが当日は快晴で計700人程が参集する大盛況である。客の面々には高齢につき孫娘代参の谷文晁、渡辺華山、柳亭種彦、歌川国貞・同国芳、林家正蔵などの著名人や、諸藩の江戸留守居役60名、江戸の全本屋があった。馬琴の持ち出しは万八楼貸切代、料理800人前、刀番4名、酒番2名、芸者5名、服紗・扇子・猪口のお返し品、雑費含め70両。祝金が120両で50両の黒字である。これで文溪堂・甘泉堂への借金を返済し、馬琴の手元には20両が残った。しかし、鈴木家の株の残金105両にはあと85両が必要である。

そこで馬琴は、文溪堂に委託し蔵書の3分の2を売り立て50両、他を友人に買い取って貰い40両、子息の神田の医院の家屋を新たな地主旗本杉浦清太郎に買い取って貰い42両。先の20両と合わせ、

152両を生みここに漸く鈴木家購入の資金を得た。

次ぐ問題は、仮番代を委託する人間を得る事である。

馬琴の滝沢の家名存続への思いは強く、且つ馬琴は猜疑心が強い。故に仮番代を同僚の厄介に頼んだ場合、「此方苗字を名乗らず、先方の姓氏を名のり候てハ、末々に至り、甚不安心」<sup>18</sup>である。何としても滝沢の苗字で勤めさせ、孫の太郎が16歳を迎えたら家督を確実に明け渡して欲しい馬琴は、又しても土岐村元立に相談する。元立は10年前に参府し古着商を営む、信州の百姓に嫁いだ従姉妹の倅中藤音重を紹介し、馬琴はこれに仮番代を頼む事とした。9月に契約が成り、音重は滝沢二郎と改名の上仮番代を勤める事と相なった。期間は太郎が16歳になる迄の8年間、分け前は内5俵1人扶持を食料費とする15俵1人扶持である。

10月28日、晴れて鈴木家の株の売買が滝沢家の上役となる石井勘五郎宅で媒人の磯や証人たる同僚列席の下に成立し、馬琴は残金の105両を鈴木方へ渡した。そして、11月10日には四谷信濃殿町の組屋敷の旧鈴木邸へ引越し、滝沢家は御家人となったが、仲間への謝礼や宴会費、屋敷の修復などで馬琴の財産は底を突いた。

それから4年の月日を経た天保11年(1840)1月18日、未だ存命の馬琴は孫の太郎の成長が速い事に目をつけ、「太郎今年十三歳なれども、身材人並より巨大にて、十五歳許に見ゆめり。吾且思ふよしもあれば、当春この義を急たり。」<sup>19</sup>と太郎を元服させた。74歳の馬琴は視力をほぼ失い、文筆は嫁のみちが代筆していたが、存命中に太郎の家督相続を見たい馬琴は元服を急がせ、更に太郎に自分の嘗ての諱興邦を与え、太郎を滝沢太郎源興邦とした。

目下邪魔は滝沢二郎こと中藤音重である。「いかで二郎を退けて太郎を世に立ばや」<sup>20</sup>と馬琴は仮番代の契約を半分も残す二郎を追い出す事に決める。

元服に四日先立つ正月14日、馬琴は年始の挨拶

にかこつけ、前小屋頭石井勘五郎、現小屋頭有住岩五郎を初め、朋輩の家を鯉節とともに廻り、本年中に太郎へ家督相続したい旨を説明する。太郎元服の夜には二郎に5両で家を退くように命じたが、二郎は怒り石井や有住に馬琴の計画と太郎の実年齢が13歳である事を告げて反逆した。更に3月には、太郎の幼少相続が難しい旨を有住に言い渡された馬琴であるが、諦めず方々へ掛け合い、袖の下を渡す。

先の反省に伴う二郎放逐の最終手段はこうである。「抑この一義は吾不案内にて仕損じたる也。始めより二郎を病氣と申立て、引籠て置べかりしに、其義手遅れになりし故に、二郎先へ廻りて上役の人々へ讒言したれば、遂に右の如くなりたる也。」<sup>21</sup>。つまり馬琴は二郎を病気に仕立て上げ欠勤させ、軟禁するのである。

5月22日、馬琴は上役有住へこの計画を告げ、二郎を眼病の名目で閉じ込め休職願を出し、25日には石井・有住、朋輩の林猪之助・深田次郎へ金100疋を贈り、二郎が眼病で退職し太郎へ家督相続が為されるよう頼み込み、彼らが頭取の小堀織部へ掛け合った。二郎は、石井の家へ駆け込み5両の手切金の少なさなどの不平を言ったが、通常の謝礼は1両2両であると諭され観念し、7月下旬には二郎の退職願と太郎の相続願が提出され、11月にこれが認可された。

太郎の相続にかかった経費がある。仲間への謝礼が1両1分1朱、二郎への手切金が増して8両、石井と有住への酒一樽と金150疋、朋輩への酒代等1両以上、太郎の装束代、 $\times$ 25両。この費用を工面すべく、馬琴は高松の木村黙老、松坂の小津桂窓・殿村篠斎の友人三名に蔵書を買取って貰い36両を作る。こうして全ての馬琴の全蔵書が消えた。

「蔵書は吾五十年来衣食を省き、節儉を旨として多く集へし者なるに、沽却は実に一書万涙、愛情の癡念いふべきもあらねど、読書は則吾一人の娯楽也。そを秩禄に易ぬるは興邦等が為にして、

吾厭はざる所也。興邦等、吾なからん後にこの書を読てこの心を知らば、只忠孝を旨として、君に仕へて私なく、母を養ひ妹を憐み、家を理め身を愛し、余力あらば文武の芸術に懈ることなく、猶暇ある折は内職をもて、小禄の足らざるを補ふべし。入るを料りて出さざれば、何をもて財用たらん。常に慎みて驕ことなく、外物を飾らずして、恥べきことを恥する時は、竟に君子の人とならん。勉よや小子、懈るべからず。忘るべからず。」<sup>22</sup>

## 5. 結論 身分構造の弾力性と身分意識と養子

近世の武家社会の身分間の流動性或いは閉鎖性の計測は、百姓町人の持参金養子を利用した身分上昇の有無に着目するのも方策の一つである。

しかし、武家社会は家臣団や地方によりその閉鎖性を異にし、少なくとも清末藩の国許の武家社会や、桑名の松平越中守家中と忍の松平下総守家中の上士の家臣社会は武士と百姓町人が分断された閉鎖的な構造であった。他方幕府の江戸表の武家社会は、開放的とは言えない迄も、幕臣団の下層へ行くほど養子による身上がり御家人の多い、士民の間にグラデーションがかかる濃淡を帯びた身分構造であった。

ここに個別研究から身分移動が有った無かったの一面的な論で、武家社会を近世日本一様のものとして断定する事の不可能が浮かぶ。

同時に馬琴が我々に想起させるのが、身分社会故近世日本の人々には身分意識が強く存在する事である。通常、養子などの慣例に関する歴史研究には統計が用いられ確かに数字の実証力は強い。しかし、数字は人の思いを覆い隠す。武家社会の養子は、武士にとれば主家や家格が変わる事もあり、百姓町人にとっては身上がりの手段ともなる。

最後は妥協し同心の家となったが、馬琴が元来騎馬武者に拘ったように、武家の養子の実践は武家或いは元武家の武家意識を強烈に反映し、反対に百姓町人にとっては、深谷克巳氏の提唱する

「身分願望」の如く、二本差しを志す上昇意識の上の行為であるから、統計と心情の吐露される史料双方からの研究が望ましい。

注

- 1 滝沢馬琴、『吾仏乃記』, 八木書店, 1987, p.5.
- 2 滝沢, p.611.
- 3 滝沢, p.613.
- 4 磯田道史, 「藩士社会の養子と階層移動: 長門国清末藩の分析」, 1999. p. 226.
- 5 磯田, p. 236.
- 6 磯田, p. 237.
- 7 滝沢, p. 613.
- 8 柴田光彦編, 『馬琴書簡集成4』, 八木書店, 2003, p.300.
- 9 滝沢, p.292.
- 10 滝沢, p.335.
- 11 にんべんに尚
- 12 滝沢, p.342.
- 13 滝沢, p.186.
- 14 滝沢, p.342.
- 15 滝沢, p.342.
- 16 滝沢, p.343.
- 17 滝沢, p.343.
- 18 滝沢, p.301.
- 19 滝沢, p.398-399.
- 20 滝沢, p.418.
- 21 滝沢, p.420.
- 22 滝沢, p.432-433.

史料

柴田光彦編, 『馬琴書簡集成4』, 八木書店, 2003  
 滝沢馬琴, 『吾仏乃記』, 八木書店, 1987

参考文献

磯田道史, 「藩士社会の養子と階層移動: 長門国清末藩の分析」, 国際日本文化研究センター編, 『日本研究19』 国際日本文化研究センター, 1999.  
 磯田道史, 『近世大名家臣団の社会構造』, 文藝春秋, 2013.  
 鎌田浩, 「武士社会の養子」, 大竹秀男等編, 『擬制された親子』, 三省堂, 1998.  
 官文娜, 『日中親族構造の比較研究』, 思文閣出版, 2005.  
 申秀逸, 「中日伝統の「家」相続制度の比較」, 千葉大

学大学院人文社会科学部研究科編, 『千葉大学人文社会科学部研究 16』, 2008.  
 中田薫, 「徳川時代の養子法」, 『法制史論集1』, 岩波書店, 1926.  
 田原昇, 「近世大名における養子相続と幕藩制社会「他家養子」を中心として」, 三田史学会編, 『史学67』, 慶應義塾大学, 1988.  
 坪内玲子, 「萩藩藩士における家系の継承と人口学的要因」, 国際日本文化研究センター編, 『日本研究22』, 国際日本文化研究センター, 2000.  
 藤方博之, 「日本近世武家社会における養親子関係」, 比較家族史学会編, 『比較家族史研究29』, 比較家族史学会, 2015.  
 深谷克巳, 『江戸時代の身分願望』, 吉川弘文館, 2006.  
 福尾猛市郎, 『日本家族制度史概説』, 吉川弘文館, 1972.  
 松尾美恵子, 「近世武家の婚姻・養子と持参金」, 学習院史学会編, 『学習院史学16』, 学習院大学, 1980.  
 松本良太, 『武家奉公人と都市社会』, 校倉書房, 2017.

Fine Agnès, « Adoption et pluriparentalités : approche historique et anthropologique », *L'adoption, un roman familial*, ERES, 2013.  
 Fine Agnès, « Regard anthropologique et historique sur l'adoption -Des sociétés lointaines aux formes contemporaines- », *Informations sociales 146*, Caisse nationale d'allocations familiales, 2008.  
 Goody Jack, *L'Évolution de la famille et du mariage en Europe*, Armand Colin, 2012.  
 Peugny Camille, « La mobilité sociale descendante et ses conséquences politiques », *Revue française de sociologie 47*, Éditions Technip & Ophrys, 2006.